

報告第3号

専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月19日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年12月27日

鹿沼市長 松井正一

令和6年8月11日板荷リバーサイドランドにおいて発生した事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 109,769円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故についていかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 市外在住者

※「3相手方」については、個人情報保護の観点から表示していません。